

情報ステーション



2012 SEP by T's office

税務調査手続きが明確化されます！

平成 23 年 12 月 2 日に国税通則法が改正され、調査手続の透明性及び納税者の予見可能性を高める観点などから、税務調査手続等を法律上明確化するなどの措置が講じられることになりました。この改正により法定化された税務調査手続等については、原則、平成 25 年 1 月 1 日以後開始する調査から適用されることとなりますが、国税庁では、法施行後における税務調査手続等を円滑かつ適切に実施する観点から、平成 24 年 10 月 1 日以後に開始する調査から次に掲げる調査手続について先行的に取り組むことになりました。

実地調査を行う場合には、あらかじめ電話等により納税者（会社や事業主）や税務代理人（税理士）と調査開始日時について日程調整した上で、法定化された事前通知事項（文書）を納税者と代理人の双方に通知することになりました。事前通知事項の内容は次の通りです。

- ① 実地調査を行う旨
- ② 調査開始日時
- ③ 調査開始場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所
- ⑨ 調査を行う当該職員の氏名及び所属官署
- ⑩ 調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項
- ⑪ 事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査を行うことができる旨

これまでは、④以降の事項については明確にされていませんでした。また、調査開始のやり取りは電話で済ませ、文書で明確にすることはありませんでした。今後は上記事項がすべて文書で明確にされます。

顧客第一主義の会計事務所

<http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2012.9.24